

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 12月7日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置として、段階的規制緩和計画の変更を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）段階的規制緩和計画の変更点は以下のとおり

●第2段階（移行期）へ後退（12月10日（木）午前5時より）

首都圏州全域（クリスマスに向けた感染拡大予防措置）

アラウカニア州レナイコ市

●第1段階（義務的自宅待機）へ後退（12月10日（木）午前5時より）

アラウカニア州ロス・サウセス市、アンゴル市

ビオビオ州アラウコ市

マガジャネス州プエルト・ウィリアムズ市

（2）その他（段階的規制緩和計画における主な修正点等）

●12月10日（木）より第2段階（移行期）の自治体のレストランは、全国一律でテラスやオープンスペースでの営業が平日のみ許可される。なお、少なくとも2メートルのソーシャルディスタンスを確保し、顧客の滞在時間は最大2時間までを厳守する必要がある。

●第2段階の自治体の学校は同措置により休校措置等を講じる必要はない。

●第2段階の自治体の住民は州をまたぐ移動が引き続き禁止となる。

●第2段階の自治体のスーパー等生活必需品以外を扱う商業施設は週末（土曜、日曜）の営業が引き続き禁止となる。

●第2段階の自治体の住民は週末及び祝日において隔離状態にあり、生活必需品等の購入のために外出する際は、これまで通りバーチャル警察署のウェブページ（<https://comisariavirtual.cl/>）にて外出許可を申請しなければならない。

2 12月9日時点で、チリ国内では564,778名（死者15,690名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

＜情報参考 HP＞

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html